

## 平成28年9月松伏町議会定例会提出議案概要

### 議案第65号

#### 松伏町教育委員会教育長の任命について

1 趣旨

松伏町教育委員会委員御処野紀夫氏が平成28年9月30日で辞職することに伴い、松伏町教育委員会教育長として佐藤哲士氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成28年10月1日から平成31年9月30日まで

### 議案第66号

#### 松伏町教育委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町教育委員会委員谷ヶ崎由紀子氏の任期は、平成28年9月30日で満了となるが、再び谷ヶ崎由紀子氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成28年10月1日から平成32年9月30日まで

### 議案第67号

#### 松伏町公平委員会委員の選任について

1 趣旨

松伏町公平委員会委員浅水尚伸氏の任期は、平成28年9月30日で満了となるが、再び浅水尚伸氏を選任することについて同意を求めるもの

2 任期

平成28年10月1日から平成32年9月30日まで

### 議案第68号

#### 松伏町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、松伏町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるための条例の制定

2 内容

教育長の職務に専念する義務の特例について、一般職について定める「職務に専念する義務の特例に関する条例」に準じ定めるもの

3 施行期日

平成28年10月1日

### 議案第69号

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町職員の定数条例の一部改正（第1条関係）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、条例において引用する同法の条項が移動したことに伴う規定の整備

- (2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2条関係）

教育委員会委員長及び委員長代理の報酬を削り、新たに教育長代理の報酬を次のとおり定める。

現 行			改 正 後		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
区分		報酬の額	区分		報酬の額
教育委員会	委員長	月額 15,300円	教育委員会	教育長代理	月額 13,300円
	委員長代理	月額 13,300円			
	委員	月額 12,100円		委員	月額 12,100円
(略)	(略)		(略)	(略)	

- (3) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第3条関係）  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、条例において引用する同法等の条項が移動し、又は削除されたことに伴う規定の整備
- (4) 松伏町特別職報酬等審議会条例の一部改正（第4条関係）  
松伏町特別職報酬等審議会の所掌事項に教育長の給料の額に関する条例に係る審議を加える。
- (5) 松伏町議会委員会条例の一部改正（第5条関係）  
委員会への出席説明を求める者のうち、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

### 3 施行期日

平成28年10月1日

## 議案第70号

### 松伏町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 趣旨

乳幼児以外のこどもの通院に係る医療費の支給停止要件等について規定の整備をするための条例の改正

#### 2 内容

- (1) 乳幼児の定義に係る規定の整備（第2条）  
乳幼児の範囲に義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の就学の始期に達するまでの者を追加する。
- (2) 乳幼児以外のこどもの通院に係る医療費の支給停止要件に係る規定の整備（第9条）  
乳幼児以外のこどもの通院に係る医療費の支給停止要件から保育料に係る滞納があることを除外する。

#### 3 施行期日

公布の日

## 議案第71号

### 松伏町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

#### 1 趣旨

松伏町在宅重度心身障害者手当の支給制限施設を変更するための条例の改正

## 2 内容

在宅重度心身障害者手当の支給制限施設の変更（第2条）

在宅重度心身障害者手当の支給制限施設を次のとおり変更する。

現 行	改 正 後
(定義) 第2条 この条例において「障害者」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号） <u>第26条の2第1号及び第2号</u> に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号） <u>第1条第9号</u> に規定する施設に入所している者以外の者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) から (7) まで (略) 2 (略)	(定義) 第2条 この条例において「障害者」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号） <u>第17条第2号及び第26条の2第1号</u> に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号） <u>第14条第3号</u> に規定する施設に入所している者以外の者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) から (7) まで (略) 2 (略)

## 3 施行期日

平成29年4月1日

### 議案第72号

#### 松伏町長の在任期間に関する条例を廃止する条例

##### 1 趣旨

松伏町長の在任期間に関する定めを廃止するための条例の廃止

##### 2 施行期日

公布の日

### 議案第73号

#### 松伏第二中学校大規模改修工事請負契約の変更契約の締結について

1 工 事 名 松伏第二中学校大規模改修工事

2 施 工 箇 所 松伏町大字上赤岩711番地

3 履 行 期 限 平成28年10月31日

4 変 更 履 行 期 限 従前のおり

5 変 更 請 負 金 額 450,975,600円

6 今 回 変 更 に よ る 減 額 11,307,600円

※汚水の排水については公共下水道に接続することとし、既存の合併処理浄化槽の改修工事が不要となったため。

7 請 負 業 者 埼玉県さいたま市浦和区岸町五丁目7番11号

株式会社ユーディケー

代表取締役 関根 信次

### 議案第74号

#### 町道の路線の一部廃止について

廃止内容

2-690号線  
松伏町大字松伏字沼端1267番地先(起点)から  
大字松伏字深町829番地先(終点)まで  
幅員 3.30m 延長 49.69m

**議案第75号**

**平成28年度松伏町一般会計補正予算(第1号)**

1 当初予算額	8,139,000千円
2 補正予算額	282,345千円
3 合計	8,421,345千円

**議案第76号**

**平成28年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)**

1 当初予算額	4,313,350千円
2 補正予算額	51,049千円
3 合計	4,364,399千円

**議案第77号**

**平成28年度松伏町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)**

1 当初予算額	573,307千円
2 補正予算額	3,947千円
3 合計	577,254千円

**議案第78号**

**平成28年度松伏町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)**

1 当初予算額	7,793千円
2 補正予算額	410千円
3 合計	8,203千円

**議案第79号**

**平成28年度松伏町介護保険特別会計補正予算(第1号)**

1 当初予算額	1,799,865千円
2 補正予算額	53,685千円
3 合計	1,853,550千円

**議案第80号**

**平成28年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)**

1 当初予算額	268,892千円
2 補正予算額	1,684千円
3 合計	270,576千円

**議案第81号**

**平成27年度松伏町一般会計歳入歳出決算の認定について**

1 歳入総額	8,754,131,398円
2 歳出総額	8,169,174,009円

3 歳入歳出差引額	584,957,389円
4 実質収支額	483,744,389円

#### 議案第82号

平成27年度松伏町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	4,445,429,154円
2 歳出総額	4,255,955,878円
3 歳入歳出差引額	189,473,276円
4 実質収支額	189,473,276円

#### 議案第83号

平成27年度松伏町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	556,863,095円
2 歳出総額	547,073,657円
3 歳入歳出差引額	9,789,438円
4 実質収支額	9,789,438円

#### 議案第84号

平成27年度松伏町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	8,686,858円
2 歳出総額	7,776,387円
3 歳入歳出差引額	910,471円
4 実質収支額	910,471円

#### 議案第85号

平成27年度松伏町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	1,630,896,061円
2 歳出総額	1,549,177,504円
3 歳入歳出差引額	81,718,557円
4 実質収支額	81,718,557円

#### 議案第86号

平成27年度松伏町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	223,202,608円
2 歳出総額	221,518,338円
3 歳入歳出差引額	1,684,270円
4 実質収支額	1,684,270円